

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

第八回

許可制度 その1



皆さん、こんにちは。前回まで産業廃棄物20種。廃プラスチック類、金属くず、動植物性残渣といった個別の種類、その「混合物」、さらに視点を変えて安定型産業廃棄物、管理型産業廃棄物という分類についても勉強しました。今日はどんな話になりますか？

はいはい。「区分」の話も、13号処理物とか特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物などまだまだあるのですが、それはレベルがぐっと上がりますから、二周目の「中級、上級編」で取り上げることにしましょう。
それで、今回からは、初回で話しました「基礎知識」の2つめ、「許可制度」に入りましょう。リサちゃんは、「許可」ってなんだと思いますか？



そんなこと考えたこともなかったけど、「御上からいただくなりがたいもの」ってところかなあ。



江戸時代じゃあるまいし(;)。まあ、行政学上は許可とは「禁止行為の解除」なんていわれているみたいだね。



「禁止行為の解除」…なにそれ？かえってわかんない。どういうこと？



そもそも、人間は生まれながらに自由だって原則的な考え方がある。



基本的人権とか言論出版の自由、とかいうやつですか？



まあ、もっと単純に、眠くなれば寝る自由。歩きたければ歩き回る自由。そんなふうに考えてみてください。だから、原始人は自由だった。でも、社会が発展して、なんでもかんでも個人の思い通りにはできない状態になってきた。いくら「自由」だからといって、隣の人をぶん殴ったり、物を奪って来ちゃダメでしょ。



そりや「人をぶん殴る自由」があったら、いつ自分がぶん殴られるかわからぬいし、「人の物を奪ってもいい自由」があったら、いつ自分の物が奪われちゃうかわからぬですからねえ。



そこで、本当は自由なんだけど、社会秩序の妨げになるような行為は禁止したんだね。





LISA

物理的には「できる」けど、「そんなことやっちゃだめだよ」ということかな。



そうだね。身近な「許可」の例としては、旅館や飲食店なんかがあるね。



LISA

そう言えば、ホテルのフロントの片隅に保健所の許可証を掲示しているのを見たことがあるわ。先日行った焼鳥屋のレジの後ろにも「〇〇保健所長」と書かれた許可証がぶら下がっていたわ。

考えてみると、人を泊めてあげることや食事を作つて食べさせてあげることなんて、たいていの人はできる。でも、ろくな施設が無いところで、まともな知識を持っていない人が反復継続してそれを繰り返せば、食中毒が起きたり、伝染病が発生したりする。そこで、本来は誰でも出来る行為なんだけど、一旦それを「禁止」するんだ。「やっちゃだめですよお」と一律に禁止しておいて、一定の条件、たとえば、客室が10室以上あるとか、風呂やトイレが整備されているとか、台所の面積が確保されているとか、消毒された水道水が来ているとか、そういう要件を満たす人だけ「あんただけやっていいですよ」と「禁止」を「解除」する。これが、旅館や飲食店の許可という訳ですね。



LISA

なるほど。でも、どうして廃棄物の処理って許可制度にしているのかしら？

安易に考えれば、「ごみなんて誰でも運べる」レベルに捉えるかもしれないけど、廃棄物は物によっては有害であったり、悪臭がきつかったり、少なくともその人にとっては「不要」な物な訳です。こういった「物」は自分の近くにあって欲しくない。だからこそ、不法投棄は起きる訳です。



LISA

たしかに、要るものだったら大切に金庫にしまっておくから、不法投棄は起きないです。

このように廃棄物には「有害」「悪臭」「不要」等の潜在的リスクがある。そういう「物」をなんの知識もない、ろくな施設もないという人物に反復継続的に扱わせるわけにはいかないよね。



LISA

それで「許可」制度を採用しているって訳ですね。

だから、許可を取得するためには、それなりの要件がある。収集運搬の許可であれば、産業廃棄物を飛散、流出、悪臭等を発生させないで運搬できる「車両」を所有(占有的利用)しているか、経営者は産業廃棄物に関する知識を持っているか、等の審査があり申請すれば誰でも許可が取れるってことじゃないんです。



LISA

なるほど。中間処理なら中間処理の、最終処分なら最終処分の適正な施設や人材がいなければ許可は受けられないってことですね。

そのとおり。だから、廃棄物の許可は一つではない。今まで勉強してきたように、廃棄物には「区分」「種類」がありましたね。



一般廃棄物と産業廃棄物。産業廃棄物はさらに20種類に分類されているってことですね。

正解。さらに、まだ詳しくは説明していないんだけど、「特別管理」という分類もありましたね。だから、廃棄物の処理業の許可は、大きくは一般廃棄物と産業廃棄物、産業廃棄物はさらに20種類ごとの許可なんです。

ここまでが、「許可の考え方」と許可は廃棄物の種類毎ということですね。廃棄物処理業の許可はさらに細分化されていますから、この続きは次回にしましょう。



○「許可」とは「禁止行為の解除」であり、誰でもやっていいというものではない。

○他人の廃棄物を扱うことは原則禁止されていて、これをするために廃棄物処理業の許可が必要。

○廃棄物処理業の許可は一つではない。

BUN先生の 今回のまとめ



Summary

今回の 練習問題



産業廃棄物収集運搬業の許可を得るために 必要な施設・機材はなんでしょうか？

答えは次回のメルマガで(^-^)/

前回の問題の解答

Q

部屋の模様替えをしたために、襖（ふすま）や障子戸が要らなくなりました。模様替えの工事は、建設業者さんに頼んだのですが、建設業者さんは安定型最終処分場を持って行くと言っています。よいのでしょうか？

だめです。襖（ふすま）や障子戸が廃棄物になったときは、その構成している材料から、通常は「木くず」「紙くず」（一部、金属くずや廃プラスチック類もありますが）と判断されます。

「木くず」「紙くず」は長い年月の内には腐っていくものですので、安定型産業廃棄物ではありません。よって、これらを埋め立てる場合は管理型最終処分場となります。現実的には、襖、障子の不要物は破碎、選別の後にリサイクルされたり、焼却炉で焼却され「燃え殻」として処分されるケースが多いです。

なお、この「部屋の模様替え」は「工作物の改築」に該当し、排出者はこの工事を請け負った元請業者である建設業者になります。（単なる、「襖だけ」「障子戸だけ」の交換の場合は、「工事ではない」とみなす場合もありますので、そういうグレーゾーンの時は地元の行政窓口に相談してください。）

A